

基本手当日額の算出方法(H20.8～H21.7適用)

※離職日が平成15年5月1日以後の受給資格者

賃金日額 年齢	2,060 ～4,059	4,060 ～10,530	10,531 ～11,750	11,751 ～12,660	12,661 ～14,060	14,061 ～14,980	14,981 ～15,460	15,461～
～29歳					6,330円(上限額)			
30～44	賃金日額 ×0.8	(-3×賃金日額 ² + 73,700×賃金日額) ÷76,900		賃金日額×0.5		7,030円(上限額)		
45～59						7,730円(上限額)		
60～64		※1欄外に	賃金日額×0.45				6,741円(上限額)	
65～		(-賃金日額 ² ×3+ 75,680×賃金日額) ÷79,000		賃金日額 ×0.5		6,330円(上限額)		

※1 $(-7 \times \text{賃金日額}^2 + 131,940 \times \text{賃金日額}) / 129,400$ } のいずれか低い方の額
 $0.05 \times \text{賃金日額} + 4,212$

※2 基本手当の最低額 1,648円

基本手当の所定給付日数

① 特定受給資格者の場合(③を除く)

区分	被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満		90日	90日	120日	180日	-
30歳以上35歳未満			90日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満			90日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満			180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満			150日	180日	210日	240日

② 一般(特定受給資格者以外)の場合(③を除く)

区分	被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢		90日		90日	120日	150日

③ 就職困難な受給資格者

区分	被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
45歳未満		150日	300日			
45歳以上65歳未満			360日			

高年齢求職者給付金

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
支給額	30日分	50日分